

**「1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画(シラバス)を作成し、公表していること。」の『授業計画の公表方法』に記入した方法で公表している資料**

対象学科：理容科、美容科ビジネス美容科、ビューティアーティスト科（いずれも2年制）

### **【作成について】**

各学科長及び学内指名者により編成される教員教育課程委員会において毎年度、授業科目の設定、講義内容及び関連法規等の検証・検討に基づき、各授業内容を担当する教員により作成している。

教員内規(シラバス作成要領)において、授業科目名、時間数、担当教員名、到達目標及び教育目標(科目の狙い)、授業内容、成績評価方法、テキストに関する事項は、全科目共通で記載することが必須となっており、学内統一様式でシラバス作成を行っている。

### **【時期について】**

翌年度の授業計画は10～12月に担当教員が作成し、3月の理事会において、次年度事業計画の一部として承認されることで決定する。

これを受けて、翌年度のシラバスを3月中にHP上に公開する。

「3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。」の『客観的な指標の算出方法の公表方法』に記入した方法で公表している資料

学則並びに学則施行細則において成績評価、履修、卒業要件について規定している。  
各学科で定める授業科目の試験(レポート、課題提出含む)により成績評価を行う。

#### 【参考】

##### 学則第 10 条(成績評価)

授業科目の成績評価は、学年末において、前・後期末に行う試験、実習の成果並びに履修状況等を総合的に勘案して行う。ただし、出席時数が所定時数に達しない者は、その科目について評価を受けることができない。

2 前項の所定時数とは、講義・演習科目においては授業時数の3分の2、実習科目においては5分の4以上とする。

3 学習成績の評価は以下のとおりとする。

| 目標達成の程度     | 評価 |    | 点数による評価  | 単位認定 |
|-------------|----|----|----------|------|
| きわめて高い程度に達成 | A  | 秀  | 100～90 点 | 認定   |
| 特に高い程度に達成   | B  | 優  | 89～80 点  | 〃    |
| 高い程度に達成     | C  | 良  | 79～70 点  | 〃    |
| おおむね達成      | D  | 可  | 69～60 点  | 〃    |
| 達成不十分       | E  | 不可 | 59 点以下   | 非認定  |

##### 学則施行細則第 10 条(成績の評価・評価)

成績の評価・評価は、定期試験等及び臨時試験の成績と課題・レポート等の評価並びに平素の学習活動全般を対象に総合的に行うものとする。

上記のとおり、学則においてA～Eまでの5段階評価基準を明示している。

この成績評価により学校独自奨学金支給対象、学業優秀者の表彰候補者の選定などに活用している。

成績評価方法について、学則及び学則施行細則は、HP上に公開するほか、全学生に支給する学生手帳に明記している。

これらの内容については入学後のオリエンテーションにおいて各学科の授業科目の概要とともに概要説明をしている。

なお、本校は平成31年度にGPA導入も可能となるよう、学則の成績評価にかかる箇所を改正している。しかしながら、すべての学科の教育課程は実質上、厚生労働省あるいは業界団体所定の必修科目により構成されており、GPA数値算出時の分母となる各学科の総取得単位

数は同一の数値となり、分子となる数値が個々人により異なるだけとなる。

こうした点から、GPA 数値を用いた場合と一般的な評定平均等による成績分布分析との間に有意な相違を見出さるか現在検証中である。

**「４．卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。」の『卒業の認定に関する方針の公表方法』に記入した方法で公表している資料**

履修認定に関する方針として、学校の設置目的（理容師及び美容師に関する知識技能の修得、社会人としての教養及び近代的感覚の会得）に基づき、各学科のディプロマポリシー(DP)を定めている。

また、具体的な卒業要件として下記のとおり学則及び学則施行細則に明記している。

これらの規定については HP 上での公開並びに学生手帳への記載等により学生にも周知している。

#### **【参考】**

##### **学則第 22 条（卒業・修了の認定）**

第 10 条に定める授業科目の成績評価に基づき、課程修了の認定を行う。

##### **学則施行細則第 12 条(進級・卒業の判定)**

進級判定は、学則第 8 条第 1 項に定める教育課程において各学年で履修すべき全科目の試験に合格し、かつ学生納付金を全て納めている学生・生徒を対象に判定会議において学校長が決定する。